

漏えい防止又は緊急時のための措置等

従前より義務づけられています。

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のもの(特化則で「特定化学設備」といいます。)からの漏えい事故等による労働者の健康障害を予防するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 漏えいの防止措置等

- ① 腐食防止措置(特化則第13条)
- ② 接合部の漏えい防止措置(特化則第14条)
- ③ バルブ等の開閉方向の表示等(特化則第15条)
- ④ バルブ等の材質等(特化則第16条)
- ⑤ 送給原材料の表示(特化則第17条)
- ⑥ 作業規程(特化則第20条)
- ⑦ 設備の改善等の作業時の措置(特化則第22条及び第22条の2)
- ⑧ 適切な容器の使用等(特化則第25条)

2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等

- ① 2以上の出入口(特化則第18条)
- ② 計測装置の設置(特化則第18条の2)
- ③ 警報設備等(特化則第19条)
- ④ 緊急遮断装置の設置等(特化則第19条の2)
- ⑤ 予備動力源等(特化則第19条の3)
- ⑥ 不浸透性の床(特化則第21条)
- ⑦ 漏えい時の退避等(特化則第23条)
- ⑧ 救護組織、訓練等(特化則第26条)

3 点検、労働基準監督署への届出等

- ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検(特化則第31、32、34、34の2、35条)
- ② 特定化学設備の設置等の計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)

作業主任者

従前より義務づけられています。

(特化則第27条及び第28条)

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わなくてはなりません。

- ① 作業に従事する労働者がホルムアルデヒドに汚染され、又は吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

